

総務常任委員会調査報告書

(平成18年12月定例会)

1 調査事件

(1) 指定管理者制度について

2 調査の目的

平成15年6月に地方自治法の一部が改正され同年9月施行され、公の施設の管理については、地方公共団体の出資法人等に対する管理委託制度に替わり、出資法人等以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者による管理代行制度「指定管理者制度」が創設された。「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に経費の削減等を図ることを目的として導入された。地方自治法の経過措置満了に伴い「直営」か「指定管理者制度」かの二者択一に向けた速やかな判断が求められており、調査を実施した。

3 調査の経過

平成18年 9月20日 (会期中)

9月26日

10月 3日

10月19日

10月23日～25日 (草加市。伊豆の国市。視察調査)

11月 2日

11月13日

11月21日(協議会)

11月29日

12月 5日

4 調査の結果

[現 況]

ア 現在指定管理者制度が導入されている施設は籾乾燥調整施設の1施設である。

イ 庄内町集中改革プランでは、指定管理者制度導入の施設としては、8施設が位置づけられている。

籾乾燥調整施設

町へ寄贈された特殊施設・(平成17年9月に指定管理者に指定)

施設の名称 庄内町籾乾燥調整施設・片倉ライスセンター・西田籾穀貯蔵庫

指定管理者 庄内町狩川字小野里54番地 立川穀類乾燥調整貯蔵施設等利用組合

利用組合長 海藤喜久男

指定の期間 平成17年9月14日より平成27年9月13日まで

北月山荘施設

昭和58年12月旧立川町、町内企業及び町民の出資による庄内月山観光株式会社が運営してきた。

平成18年6月30日で同社は解散し、7月1日より庄内町直営として運営されている。

庄内町立谷沢川流域振興基本計画の重点プロジェクトの具体的な取り組みとして、北月山荘の抜本的リニューアルが検討されている。

堆肥センター

籾穀に家庭から出た生ゴミと牛糞をまぜて堆肥製造、町から17,480万円を支出。

庄内町堆肥センター運営委員会で運営している。年間の生ごみ消費量658トン。

第一種苗センター

第二種苗センター

第一種苗センターは、余目町花き種苗センター運営協議会、第二種苗センターは立川町花き種苗センター運営委員会で運営してきたが本年9月22日組織が統合され庄内町花き種苗センター運営協議会が運営している。

運営事務は庄内たがわ農協が行っている。

農産物交流施設（風車市場）

平成13年に設立され、町内農産物や加工品を通して消費者との交流を図っている。庄内町農産物交流施設管理組合（会員31名）で運営している。

平成18年度は、入会金20,000円、年会費2,000円、手数料20%に改定し運営されている。

淡水魚養殖施設

平成4年直営で運営、平成13年より庄内月山観光株式会社に管理を委託し、町内の漁業経験者で組織する組合が経理を担当し、川がに、淡水魚の飼育をしてきたが、平成16年町へ返還され平成17年より稼働実績はない。

カート場（カートソレイユ最上川）

平成8年8月に開設。毎年4月1日より11月末まで営業している。

管理事務所長1名、管理人2名を配置し、料金収納事務、施設の維持管理事務を行っている。

土、日、休日のカート指導・保守点検やレース運営に関する業務を余目カートクラブソレイユに委託し実施している。

ウ 11月27日指定管理者制度導入に関するガイドライン(中間報告)が示された。

直営施設51施設、指定管理者を特定し指定管理者制度に移行する施設46施設、特別の条件を付して公募により指定管理者に移行する施設1施設、公募によって指定管理者に移行する施設8施設、民営化する施設1施設として施設の移行区分が示された。

[課 題]

「庄内町集中改革プラン」で示された8施設については、速やかな判断が必要である。

[意 見]

ア 集中改革プランに示された8施設に関する意見

刳乾燥調整施設

町内の類似施設は、全て農協が管理していることを鑑み、期間を定め譲渡すべきである。

北月山荘

[庄内町立谷沢川流域振興基本計画] の中で中核施設と位置付け、利用者の拡大を図るべきである。そのためには、広く公募を実施し、選定に当たっては、応募者の経験、専門知識、経営感覚などを十分考慮すべきである。

堆肥センター

高い生産コストが堆肥の価格決定に影響を与える等の課題があり、早急に経営改善に取り組む必要がある。制度導入にあたっては、その成果を慎重に見極める必要がある。

種苗センター

現在の健全な経営状況は、生産者をはじめ関係者の努力に負うことが大きい。制度導入にあたっては、公募は行わず指名するなど、生産意欲の高揚、所得の向上に資するよう選定を行うべ

きである。

農産物交流施設（風車市場）

平成18年度より新たな体制で運営されており、今後の経過を見定める必要はあるものの、制度導入にあたっては公募を行わず、現在の運営委員会に委ねる方向で考えるべきである。

付記 誘客の一方法として「日本一の臼」を施設内に常設し「風車餅」として販売することも協議された。

淡水魚養殖施設

一般公開公募を行い、施設の特異性を生かした活用を図るべきである。

カート場（カートソレイユ最上川）

現在の利用状況を考えたとき、交通安全教育施設としての利用、子供向けイベントの開催などより幅広い利用を考えるべきである。

利用料金収入の見込める施設であるものの、制度導入後も町の支援は必要と考えられる。

イ 制度導入にあたって第1に、関係法との関連である。安易に導入できないとの通達などを遵守し（1）全面委託施設（2）一部委託施設（3）直営施設の区分を明確にし取り組むべきである。

第2に、留意すべき点は雇用問題である。設立目的や管理の継続性に鑑み一定期間激変緩和策を講ずるなど配慮する必要がある。また、定員適正化計画に則り、適材適所の人員配置を実施すべきである。

ウ 芸術文化施設、社会教育施設については、施設の特性を見極め本来持つべき機能、役割等十分検証する必要がある。

また、職員の雇用問題等課題も多くあり、先の常任委員会意見として付した文化創造館響きホールについては、さらに精査すべきものとする。

エ 11月27日の全員協議会で報告された「指定管理者制度導入に関するガイドライン（中間報告）」については、案として示されたものであり、今後変更も予想されることから、今回個別の意見は差し控える。